

# 第 26 回教育委員会

平成 30 年 12 月 11 日  
午後 3 時 30 分  
本庁舎屋上会議室

## 案 件

議案第114号 大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

議案第115号 大阪市立幼稚園園則の一部を改正する規則案

議案第 114 号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校管理規則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 2 条の 2 第 1 項第 1 号中「幼稚園及び」を削る。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

(傍線は削除)

大阪市立学校管理規則 (抄)

(学年及び学期)

第2条 省 略

2 学年を次の学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月24日 (幼稚園及び高等学校においては8月31日)  
まで

第2学期 8月25日 (幼稚園及び高等学校においては9月1日) から12月31  
日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

3 省 略

(休業日)

第2条の2 学校 (幼稚園を含む。第8条の4、第8条の6、第8条の7及び第8条の11を除き以下同じ。) の休業日は、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

(1) 夏季休業日 7月21日から8月24日 (幼稚園及び高等学校においては8月31日) まで

(2) - (3) 省 略

2-4 省 略

議案第 115 号

大阪市立幼稚園園則の一部を改正する規則案

大阪市立幼稚園園則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「8 月 31 日」を「8 月 24 日」に、「9 月 1 日」を「8 月 25 日」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号中「8 月 31 日」を「8 月 24 日」に改める。

第 13 条中「大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例」を「大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（昭和 26 年大阪市条例第 3 号）」に改める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

傍線は削除  
太字は改正

大阪市立幼稚園園則 (抄)

第2条 省 略

2 学年を次のとおりに分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

**8月24日**

第2学期 9月1日から12月31日まで

**8月25日**

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

第3条 休業日は、次のとおりとする。

(1) - (2) 省 略

(3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

**8月24日**

(4) - (5) 省 略

2 省 略

第13条 幼稚園の使用料は、大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する  
条例(昭和26年大阪市条例第3号)の定めるところによる。

# 大阪市立学校管理規則及び大阪市立幼稚園園則の一部改正について

## 1 改正の理由

本市ではこれまで大阪市教育振興基本計画に掲げるカリキュラム改革の一環として、小学校・中学校の普通教室に空調機等を設置し、学習に集中できる良好な環境を整備したうえで、授業時間確保のため段階的に夏季休業期間の短縮を行ってきた。

幼稚園においても、大阪市教育振興基本計画において、「全ての基礎となる幼児教育の普及と質の向上」を掲げる中、来夏までに全幼稚園の保育室への空調機等の設置が完了する見込みとなったことから、夏季休業期間を短縮し、教育時間をより確保することで、幼児ひとりひとりの実態に応じた教育内容を一層充実させることが可能となる。

以上により、教育時間の確保を目的として夏季休業期間を短縮するほか必要な規定整備を行うため、規則の一部を改正する。

## 2 改正の内容

- ・大阪市立幼稚園の夏季休業期間を「7月21日～8月31日」から「7月21日～8月24日」に変更する（7日減）。（学校管理規則並びに幼稚園園則第2条及び第3条）
- ・その他必要な規定整備を行う。（幼稚園園則第13条）

## 3 施行期日

平成31年4月1日

(参 考)

## 市立幼稚園における夏季休業期間の短縮について

### 1 夏季休業期間の短縮について

#### (1) 夏季休業期間短縮の内容

- ・対象：幼稚園
- ・〔夏季休業日〕 7月21日～8月31日 → 7月21日～8月24日（7日減）  
※なお、園長が特に必要と認めるときには、教育委員会の承認を受けて、別に休業日を定めることができる（学校管理規則第2条の2第2項）

#### (2) 見込まれる教育効果

- ・教育時間をより増やすことで、各園が作成する教育課程及び月ごとの指導計画に基づいた教育活動を、柔軟にゆとりをもって行うことができる。
- ・より一人一人に応じた丁寧な指導ができることで、幼児期における基本的な生活習慣の早期調整、身近な人への信頼関係の構築等をより促す効果が期待される。

#### 【参考】市立幼稚園の現状

- ・幼稚園の毎学年の教育週数は、「特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならない」【学校教育法施行規則・幼稚園教育要領】とされているが、市立幼稚園では、現在、39週を上回る42週を確保し、教育活動を行っている。
- ・教育標準時間は「幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする」【幼稚園教育要領】とされており、週あたりでは20時間程度となるが、市立幼稚園では現在24.5時間を確保している。

### 2 長期休業期間短縮の経過について

「大阪市教育振興基本計画」において授業時数の確保を掲げる中、以下のとおり、空調機設置を契機として、休業期間の短縮を順次行ってきたものである。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
幼稚園	冬季休業期間短縮						夏季休業期間短縮
小学校					夏季休業期間短縮		
中学校		夏季休業期間短縮					
高等学校							

- ・冬季休業期間短縮：12月25日～1月7日 → 12月26日～1月6日 2日減
- ・夏季休業期間短縮：7月21日～8月31日 → 7月21日～8月24日 7日減

※なお、校長が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて、休業日を授業日とすることができる（学校管理規則第2条の2第4項）